

ハラスメントのない



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」



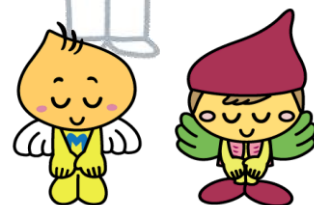
ふじみ野市PR大使
『ふじみん』

医療・介護現場を目指して

～よりよい医療・介護サービスの提供のために～



ハラスメントを防止することは、医療・介護従事者が安心して働くことができる環境をつくり、離職を防ぎ、**利用者がよりよいサービスを継続して利用していただけることにつながります。**適切な利用にご理解とご協力をお願いいたします。



三芳町マスコットキャラクター
「みらいくん」と「のぞみちゃん」

問合せ先：富士見市高齢者福祉課・ふじみ野市高齢福祉課・三芳町健康増進課

049-252-7108 (直)

049-262-9038 (直)

049-258-0019 (代)

医療・介護の現場における ハラスメント行為の例

次のような行為は、医療・介護従事者の心身に影響を及ぼし、サービスの提供にも支障をきたします。

身体的暴力

- ・たたく
- ・蹴る
- ・つねる
- ・ものを投げつける



精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・威圧的な態度で文句を言う
- ・理不尽なサービスの要求
- ・過度な謝罪の要求
- ・無視する
- ・長時間の電話
- ・特定の職員に対するいやがらせ



セクシャルハラスメント

- ・必要もなく職員の体をさわる
- ・抱きしめる
- ・性的な話をする
- ・卑猥な写真を見せる



地域の医療・介護の基盤を維持し、守っていくためには、利用者、家族と医療機関・介護事業者とがお互いに理解し、信頼関係を築くことが大切です。

利用者からハラスメントを受けたことがある介護職員の割合

4～7割

「介護職におけるハラスメント対策マニュアル」（厚生労働省）

介護職員の人員不足を実感している介護事業所の割合

7割

「介護労働実態調査」（令和2年度公益財団法人介護労働安定センター実態調査）

埼玉県の高齢化率

26.2%

「統計からみた埼玉県のすがた2020」（埼玉県総務部統計課）